

2025年10月から12月の契約締結状況表

[一般競争入札]

(単位:円)

契約を締結した日	物品等・役務・工事の名称、期間及び数量			契約の相手方の商号又は名称	契約金額(税込)	備考
	名称	工期(納期)	数量			
2025/11/14	テレビCM及び公共交通機関における車内・駅構内広告の実施	2025.11.14～2026.3.27	1式	株博報堂	516,731,970	

[指名競争入札]

(単位:円)

契約を締結した日	物品等・役務・工事の名称、期間及び数量			契約の相手方の商号又は名称	契約金額(税込)	備考
	名称	工期(納期)	数量			
2025/11/25	説明会等における質疑応答結果の分析業務	2025.11.25～2026.3.13	1式	合同会社科学コミュニケーション研究所	4,400,000	

[企画競争]

(単位:円)

契約を締結した日	物品等・役務・工事の名称、期間及び数量			契約の相手方の商号又は名称	契約金額(税込)	備考
	名称	工期(納期)	数量			
	該当なし					

[公募]

(単位:円)

契約を締結した日	物品等・役務・工事の名称、期間及び数量			契約の相手方の商号又は名称	契約金額(税込)	備考
	名称	工期(納期)	数量			
	該当なし					

[随意(特命)]

(単位:円)

契約を締結した日	物品等・役務・工事の名称、期間及び数量			契約の相手方の商号又は名称	契約金額(税込)	備考
	名称	工期(納期)	数量			
2025/10/1	2025年度下期 TVer社が提供するTver内の広告の実施	2025.10.1～2026.3.19	1式	株電通	6,600,000	会計規程第21条第4項
2025/10/1	Web媒体及びSNS媒体を活用したホームページ誘導広告の実施 (LINE)	2025.10.1～2026.3.31	1式	LINEヤフー株	6,600,000	会計規程第21条第4項
2025/10/1	Web媒体及びSNS媒体を活用したホームページ誘導広告の実施 (Yahoo!)	2025.10.1～2026.3.31	1式	LINEヤフー株	6,600,000	会計規程第21条第4項
2025/10/1	Web媒体及びSNS媒体を活用したホームページ誘導広告の実施 (Googleディスプレイ)	2025.10.1～2026.3.31	1式	グーグル合同会社	6,600,000	会計規程第21条第4項
2025/10/1	Web媒体及びSNS媒体を活用した動画広告の実施 (YouTube広告)	2025.10.1～2026.3.31	1式	グーグル合同会社	6,600,000	会計規程第21条第4項
2025/10/1	Web媒体及びSNS媒体を活用した動画広告の実施 (Instagram広告)	2025.10.1～2026.3.31	1式	Meta Platforms Technologies Japan合同会社	6,600,000	会計規程第21条第4項
2025/10/1	Web媒体及びSNS媒体を活用した動画広告の実施 (Yahoo!広告)	2025.10.1～2026.3.31	1式	LINEヤフー株	6,600,000	会計規程第21条第4項
2025/10/2	radikoが提供する「radikoオーディオアド」の実施(下期)	2025.10.2～2026.3.31	1式	株電通	9,900,000	会計規程第21条第4項
2025/10/23	2025年度下期 YouTube番組「Human」におけるタイアップ番組の実施	2025.10.23～2026.3.19	1式	株マイナビ	4,950,000	会計規程第21条第4項
2025/11/26	2025年度対話型全国説明会に係る事前告知広告(中国新聞)	2025.11.26～2026.1.9	1式	株中国新聞社	2,552,000	会計規程第21条第4項
2025/11/27	地層処分事業に係る新聞広告(2025年度下期分)の実施(中日新聞)	2025.11.27～2026.3.27	1式	株中日新聞社	13,255,000	会計規程第21条第4項
2025/11/28	地層処分事業に係る新聞広告(2025年度下期分)の実施(北海道新聞)	2025.11.28～2026.3.27	1式	株北海道新聞社	7,716,500	会計規程第21条第4項
2025/11/28	地層処分事業に係る新聞広告(2025年度下期分)の実施(静岡新聞)	2025.11.28～2026.3.27	1式	株静岡新聞社	4,092,000	会計規程第21条第4項
2025/11/28	地層処分事業に係る新聞広告(2025年度下期分)の実施(福井新聞)	2025.11.28～2026.3.27	1式	株福井新聞社	2,541,000	会計規程第21条第4項
2025/11/28	地層処分事業に係る新聞広告(2025年度下期分)の実施(西日本新聞)	2025.11.28～2026.3.27	1式	株西日本新聞社	6,644,000	会計規程第21条第4項
2025/11/28	地層処分事業に係る新聞広告(2025年度下期分)の実施(南日本新聞)	2025.11.28～2026.3.27	1式	株南日本新聞社	2,981,000	会計規程第21条第4項
2025/12/1	地層処分事業に係る新聞広告(2025年度下期分)の実施(東奥日報)	2025.12.1～2026.3.27	1式	株東奥日報社	2,992,000	会計規程第21条第4項
2025/12/1	地層処分事業に係る新聞広告(2025年度下期分)の実施(新潟日報)	2025.12.1～2026.3.27	1式	株新潟日報社	3,685,000	会計規程第21条第4項
2025/12/1	地層処分事業に係る新聞広告(2025年度下期分)の実施(山陰中央新報)	2025.12.1～2026.3.27	1式	株山陰中央新報社	2,211,000	会計規程第21条第4項
2025/12/1	地層処分事業に係る新聞広告(2025年度下期分)の実施(佐賀新聞)	2025.12.1～2026.3.27	1式	株佐賀新聞社	2,024,000	会計規程第21条第4項
2025/12/2	地層処分事業に係る新聞広告(2025年度下期分)の実施(中国新聞)	2025.12.2～2026.3.27	1式	株中国新聞社	5,269,000	会計規程第21条第4項
2025/12/2	地層処分事業に係る新聞広告(2025年度下期分)の実施(愛媛新聞)	2025.12.2～2026.3.27	1式	株愛媛新聞社	2,596,000	会計規程第21条第4項
2025/12/3	地層処分事業に係る新聞広告(2025年度下期分)の実施(河北新報)	2025.12.3～2026.3.27	1式	株河北新報社	4,752,000	会計規程第21条第4項
2025/12/3	地層処分事業に係る新聞広告(2025年度下期分)の実施(茨城新聞)	2025.12.3～2026.3.27	1式	株茨城新聞社	2,200,000	会計規程第21条第4項

2025/12/12	地層処分事業に係る新聞広告(2025年度下期分) の実施(北國新聞)	2025.12.12～2026.3.27	1式	株北國新聞社	4,288,350	会計規程第21条第4項
------------	---------------------------------------	----------------------	----	--------	-----------	-------------

[重要な契約変更]

(単位:円)

契約を締結した日	物品等・役務・工事の名称、期間及び数量			契約の相手方の商号又は名称	契約金額(税込)	備考
	名称	工期(納期)	数量			
	該当なし					

会計規程(抜粋)

第21条第4項

機構は、前3項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する場合においては、随意契約によるものとする。

- (1) 契約の性質又は目的が競争を許さないとき。
- (2) 緊急の必要により競争に付することができないとき。
- (3) 競争に付すことが不利と認められるとき。

第21条第5項

機構は、前項に規定する場合のほか、予定価格が少額のとき、その他機構の事業運営上特に必要がある場合においては、随意契約によることができる。

契約事務実施細則(抜粋)

第52条第1項

規程第21条第4項第1号の規定により、随意契約により契約を締結する場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 特許法、実用新案法又は意匠法による権利行使する行為に係る契約であって、これらの権利を有する者と締結しなければ、契約の目的を達することができないとき。
- 二 特定の設備、技術若しくは技能を有する者又は特定の販売業者と契約をしなければ、契約の目的を達することができないとき。
- 三 電気、ガス等の事業者と電気、ガス等の供給を受けるために必要な設備の工事を目的とする契約をするとき。
- 四 前各号の一に該当する場合のほか、契約の性質又は目的が競争を許さないとき。

第52条第2項

規程第21条第4項第3号の規定により、随意契約により契約を締結する場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 現に契約を履行中の工事、製造又は物品の買入れに直接関連する契約を、現に契約を履行中の契約者以外の者に行わせることが不利と認められたとき。
- 二 物件の据付、改造又は修理に関する契約を当該物件を製造し、又は納入した者以外の者に行わせることが不利と認められるとき。
- 三 隨意契約によるときは、時価に比べて著しく有利な価格をもって契約することができる見込みがあるとき。
- 四 すみやかに契約をしなければ、著しく不利な価格で契約をしなければならないこととなるおそれがあるとき。
- 五 前各号の一に該当する場合のほか、競争に付すことが不利と認められるとき。

第53条第1項

規程第21条第5項の規定により、随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 予定価格が500万円を超えない工事又は製造の請負
- 二 予定価格が500万円を超えない物件の買入れ
- 三 予定価格が150万円を超えない物件の売却
- 四 予定賃借料の年額又は総額が500万円を超えない物件の借入れ
- 五 予定賃貸料の年額又は総額が200万円を超えない物件の貸付け
- 六 工事又は製造の請負、物件の売買及び賃借以外の契約で、その予定価格が200万円を超えない契約
- 七 国及び地方公共団体その他の公法人との契約
- 八 運送又は保管に関する契約
- 九 設計、測量、試験又は調査に関する契約
- 十 競争に付しても入札者がないとき又は再度入札をしても落札者ががないとき
- 十一 落札者が契約を締結しないとき
- 十二 別に定める公募を行った結果、応募者が単独であるとき
- 十三 別に定める企画競争によって契約先候補者を選定したとき
- 十四 機構の事業運営上特に必要があると認められるとき